

有効期間 10年（令和17年12月31日まで）

令和7年12月18日

各 部 長 ・ 参 事 官  
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長  
（交通規制課）

道路の交通の規制に関する適用除外車両の指定に伴う事務取扱要領について（通達）

道路の交通の規制に関する適用除外車両の指定に伴う事務取扱については、「道路の交通の規制に関する適用除外車両の指定に伴う事務取扱要領について（令和7年6月26日付け本部長通達、以下「通達」という。）」により行っているところであるが、令和7年12月15日から警察行政手続オンライン化システムの運用が開始され、駐車禁止除外指定車標章の申請等の手続をオンラインで行うことが可能となったことに伴い、見出しの要領を別添のとおり改正し、施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、改正前の通達は、本通達の発出をもって廃止する。

〔 本件担当 保管場所管理係 〕  
警 電 [REDACTED]

## 別添

### 道路の交通の規制に関する適用除外車両の指定に伴う事務取扱要領

#### 第1 目的

この要領は、広島県道路交通法施行細則（昭和 35 年広島県公安委員会規則第 15 号。以下「細則」という。）に基づく道路の交通の規制に関する適用除外車両の指定に関する事務処理要領について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 細則における用語の意義

##### 1 細則第3条の2における用語の意義は、次のとおりとする。

「警衛列又は警護列の自動車」とは、警衛細則（昭和 54 年警察庁訓令第 2 号）第 17 条に規定する自動車お列を編成する自動車又は警護要則（令和 4 年国家公安委員会規則第 15 号）第 2 条に規定する警護対象者のための車列を編成する自動車をいう。

##### 2 細則第3条の4における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 「医師」とは、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する医師をいい、「急病人に対する緊急の診療等」とは、おおむね次に掲げるものをいう。

ア 緊急の往診又は急病人の搬送

イ 医師の要請に基づく人工呼吸器又は被検体の搬送

(2) 「水防、災害救助等」とは、天災又は人災の発生（発生直前の予防を含む。）時における避難、人命救助等のほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定に基づく感染症の予防活動及び狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）の規定に基づく犬の捕獲、抑留その他これらに類する作業をいう。

(3) 「警察又は消防の職務を遂行するために使用中の車両」とは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）に規定する警察の責務としての職務を遂行中の車両及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定する目的を達成するための職務を遂行中の車両をいう。

(4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定に基づく一般廃棄物の収集等のために使用中の車両」とは、一般廃棄物の収集に使用中の車両並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するし尿処理施設及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽の応急修理等の作業に使用中の車両をいう。

ここにいう「一般廃棄物」とは、産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物、輸入された廃棄物で政令で定めたもの及び本邦に入国する者が携帯する廃棄物で政令で定めたもの。）に該当しない全ての廃棄物をいう。

- (5) 「応急作業」とは、故障若しくは障害の発見に伴う作業又は修復若しくは修理に瞬時を争う作業をいい、応急復旧後の作業は含まない。
- (6) 「保健師、看護師若しくは准看護師」及び「助産師」とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に規定する保健師、看護師、准看護師、助産師をいい、「医師の指示を受け、緊急訪問を行う」とは、前(1)にいう医師の指示を受け、緊急に行うものをいい「助産師が緊急訪問を行う」とは、助産師が直ちに妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うもの又はこれに類するものをいう。

3 細則第 3 条の 6 における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当該駐車禁止に係る道路の部分に大型乗用自動車の専用通行帯の指定がある場合」とは、当該駐車禁止に係る道路部分が、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。）第 20 条第 2 項に規定する車両通行帯のうち大型乗用自動車専用の通行帯（いわゆるバス専用レーン）に指定されていることをいう。
- (2) 「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する災害応急対策に使用中の車両」とは、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 32 条の 2 第 2 項に規定する道交法第 39 条第 1 項の緊急自動車及び災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために使用中の車両をいう。
- (3) 「水防、災害救助等のため緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両」とは、天災又は人災の発生（発生直前の予防を含む。）時における避難、人命救助等に使用する車両をいい、前(2)に規定する車両は含まない。
- (4) 「警察又は消防の職務を遂行するために使用中の車両」とは、前記 2(3)に同じ。
- (5) 「警察車両が随伴する車両」とは、警察用車両が誘導する車両のことをいう。
- (6) 「警察活動に伴い停止を求められている車両」とは、警察法に規定する警察の責務としての職務を遂行するため、警察官から現に停止を求められている車両をいう。
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物の収集等のために使用中の車両」とは、前記 2(4)に同じ。
- (8) 「電気事業、ガス事業、水道事業、電気通信事業に関しての応急作業に使用中の車両」とは、当該各事業に係る故障若しくは障害の発見に伴う作業又は修復若しくは修理に瞬時を争う作業に使用中の車両をいい、故障若しくは障害の規模は問わないが、応急復旧後の作業に使用中の車両は含まない。
- (9) 「医師又は歯科医師が緊急往診のために使用中の車両」とは、医師法に規定する医師が緊急往診に使用中の車両又は緊急往診に必要な携行治療器具を保有する歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に規定する歯科医師が緊急往診に使用中の車両をいう。

- (10) 「軌道法（大正 10 年法律第 76 号）に基づく軌道事業の維持・管理・応急作業に使用中の車両」とは、広島電鉄株式会社又は広島高速交通株式会社が軌道法に基づき設置した軌道のうち、道交法第 2 条第 1 項に規定する道路（当該道路の上空を含む。）に設置した軌道の維持・管理・応急作業に使用中の車両をいう。
- (11) 「道路、信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備又は道路標識等の維持・管理作業のために使用中の車両」とは、次に掲げる車両をいう。
- ア 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路及び道路の附属物の維持・管理等の作業について、道路管理者又は道路管理者から委託を受けた者が当該作業のために使用中の車両。
- イ 道交法に規定する信号機及び交通規制標識・標示並びにパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の維持・管理等の保守業務について、警察本部長から委託を受けた者が当該業務のために使用中の車両。
- (12) 「放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両」とは、道交法に規定する放置車両確認機関が放置車両の確認及び放置車両確認標章の取付け（現場における放置車両確認標章の作成、写真撮影等の付随する事務を含む。）を行うために使用中の車両をいう。
- (13) 「河川管理者が河川の維持・管理作業のために使用中の車両」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に規定する河川及び河川管理施設の維持・管理等の作業について、河川管理者又は河川管理者から委託を受けた者が当該作業のために使用中の車両をいう。
- (14) 「執行官法（昭和 41 年法律第 111 号）の規定に基づき、執行官が強制執行等のために使用中の車両」とは、執行官が執行官法第 1 条、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 99 条又は刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 54 条の規定に基づく強制執行又は書類の送達のために使用中の車両をいう。
- (15) 「狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）の規定に基づき、犬の捕獲等に使用中の車両」とは、狂犬病予防法の規定に基づき、広島県知事又は広島市長、福山市長若しくは呉市長（以下「知事等」という。）の任命を受けた狂犬病予防員が知事等の指定又は委託を受けた捕獲人を使用して、同法の規定に基づき、犬を捕獲するために使用中の車両をいう。
- (16) 「報道機関が緊急取材のために使用中の車両」とは、新聞社、放送局、通信社等が、災害、事件又は事故等が発生した場合に、その現場又は関係場所において、事実を確認するために使用中の車両をいう。
- (17) 「道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく自動車検査証の車体の形状が患者輸送車で、患者等を搬送中の車両」とは、自動車の用途の区分について（昭和 35 年旧運輸省自動車局長通達）に基づく特殊用途自動車のうち、自動車検査証の車体の形状欄に患者輸送車と記載された自動車で、

患者又は患者に準じた者を現に搬送中若しくは搬送するために運行中の車両をいう。

- (18) 「道路運送車両法に基づく自動車検査証の車体の形状が車いす移動車で、車いす使用者等を搬送中の車両」とは、自動車の用途の区分に基づく特殊用途自動車のうち、自動車検査証の車体の形状欄に車いす移動車と記載された自動車で、車いす使用者又は車いす使用者に準じた者を現に搬送中若しくは搬送するために運行中の車両をいう。
- (19) 「保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うための使用中の車両」とは、医師法に規定する医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両又は助産師が直ちに妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等又はこれに類するものを行うために使用中の車両をいう。
- (20) 「次に掲げる者（以下「歩行困難者等」という。）が現に使用中の車両で、標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲示しているもの」とは、次に掲げる車両をいう。
- ア 細則第3条の6第13号アからオまでに掲げる者（歩行困難者等）の移動目的を主体とし、当該歩行困難者等が乗車し、かつ標章を掲示している車両。
- イ 前記アに該当する車両であって、当該歩行困難者等が他人の介助を受けて乗降する場合において、介助者が当該歩行困難者等から当該歩行困難者等の標章の受け渡しを受け当該車両に掲示するため必要最小限度の時間、掲示していない車両。
- (21) 「昼間（日出時から日没時までの時間をいう。）」とは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構国立天文台の暦象年表に示す日出から日没までの時間をいう。

### 第3 駐車禁止除外指定車標章の対象車両

#### 1 細則第3条の6第12号に係る車両（業務用車両）

細則別記様式第1号による駐車禁止除外指定車標章（以下「標章」という。）を掲出することにより、道路標識による駐車禁止及び時間制限駐車区間の交通規制から除外する車両は表1のアからスに掲げる車両（以下「業務用車両」という。）であり、標章の表面に記載する内容は、各対象車両に応じて同表右欄のとおり記載するものとする。

表1 業務用車両

	用務別	標章記載事項
ア	医師又は歯科医師が緊急往診のために使用中の車両	緊急往診使用中

イ	専ら郵便法に規定する郵便物の集配に使用中の車両	郵便物集配使用中
ウ	電気通信事業法に基づく電報の配達のために使用中の車両	電報配達使用中
エ	軌道法に基づく軌道事業の維持・管理・応急作業に使用中の車両	軌道事業維持・管理等使用中
オ	道路、信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備又は道路標識等の維持・管理作業のために使用中の車両	道路等維持・管理等使用中
カ	法第 51 条の 8 第 1 項に規定する放置車両の確認等の事務を行うために使用中の車両	放置車両確認事務等使用中
キ	河川管理者が河川の維持・管理作業のために使用中の車両	河川維持・管理等使用中
ク	執行官法の規定に基づき、執行官が強制執行等のために使用中の車両	執行官等使用中
ケ	狂犬病予防法の規定に基づき、犬の捕獲等に使用中の車両	狂犬病予防法業務使用中
コ	報道機関が緊急取材のために使用中の車両	緊急報道取材使用中
サ	道路運送車両法に基づく自動車検査証の車体の形状が患者輸送車で、患者等を搬送中の車両	患者等搬送使用中
シ	道路運送車両法に基づく自動車検査証の車体の形状が車いす移動車で、車いす使用者等を搬送中の車両	車いす使用者等搬送使用中
ス	保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し、看護を行うために使用中の車両又は助産師が直ちに妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うための使用中の車両	看護師等緊急訪問使用中

## 2 細則第 3 条の 6 第 13 号に係る車両（歩行困難者等使用車両）

標章又は他の都道府県公安委員会が交付した同種の標章を掲出することにより、道路標識による駐車禁止及び時間制限駐車区間の交通規制（大型乗用自動車の専用通行帯規制を除く。）から除外する車両は、次の表 2 のアからオまでのいずれかに該当する者（以下「歩行困難者等」という。）が現に使用中の車両であり、標章の表面に記載する対象車両の内容は「歩行困難者等使用中」とする。

表 2 歩行困難者等

	歩行困難者等	標章記載事項
ア	身体障害者手帳の交付を受けている者で、表3左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有し、かつ、歩行が困難であると認められるもの	歩行困難者等使用中
イ	戦傷病者手帳の交付を受けている者で、表3左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有し、かつ、歩行が困難であると認められるもの	
ウ	療育手帳の交付を受けている者のうち、重度(A)の障害を有するもの	
エ	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、一級の障害を有するもの	
オ	小児慢性特定疾病児童手帳の交付を受けている者（色素性乾皮症に限る。）	

表3 障害区分一覧

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各級
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各級
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各級
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	—
	移動機能	1級から4級までの各級	—
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症

		までの各項症
小腸機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級及び 3 級までの各級	—
肝臓機能障害	1 級及び 3 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

#### 第 4 標章の交付申請

標章申請については、書面又は警察行政手続オンライン化システムによる申請（以下「電子申請」という。）における申請で受理するものとする。

##### 1 申請者

申請者は、標章の交付を受けようとする者で次のものをいう。

##### (1) 業務用車両に係る申請の場合

業務用車両を使用する者。ただし、これらの者が法人又は団体の場合はその代表者とする。

申請者が法人の場合で当該法人の内部規定により申請に係る車両の業務管理等の権限を法人代表者から下位の機関、部署等に付与している場合の申請者は、当該下位の機関、部署等の代表者とすることができる。

このとき「車両の業務管理等」とは、車両のみの管理でなく実質的に車両を使用する業務の管理をいう。

##### (2) 歩行困難者等に係る申請の場合

歩行困難者等に該当し、広島県内に住所を有する者。

##### 2 代理人

代理人とは、申請者に代わって申請手続きを行う者をいう。

代理人による申請については、原則、申請者の委任状の提出を求めることとする。

ただし、上記 1 (2) の者の申請で申請者の心身等の状態等やむを得ない事情がある場合で、当該申請者の親権者、保佐人及び同居の親族（内縁関係を含む。）、三親等以内の親族が代理人の場合は委任状の提出を求めないこととする。

##### 3 申請書提出先

申請書の提出先については次のとおりとする。

##### (1) 業務用車両に係る申請の場合

申請者の事務所等（広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管轄区域内の国及び地方自治体の機関並びに同区域内の医院、郵便局、会社及び事務所等をいう。）を管轄する警察署

##### (2) 歩行困難者等に係る申請の場合

申請者の住所（住民票に記載された住所）を管轄する警察署

### (3) 申請の取扱いにおける留意点

#### ア 分庁舎及び幹部交番における取扱い

次の表4記載の警察署分庁舎及び幹部交番（以下「分庁舎等」という。）について、申請者の住所又は事務所等が同表の地域にあるときは、標章の申請及び届出を受理できるものとする。

表4 分庁舎等が受理できる申請等の地域

分庁舎及び幹部交番	受理できる申請等の地域
呉警察署音戸分庁舎	呉市音戸町、倉橋町
竹原警察署大崎上島分庁舎	豊田郡大崎上島町
尾道警察署因島分庁舎	尾道警察署因島交番、瀬戸田交番、田熊駐在所、三庄北駐在所、重井駐在所、中庄駐在所、宮原駐在所、生口駐在所の管轄区域
山県警察署千代田交番	各交番の管轄区域
福山北警察署油木交番	
庄原警察署東城交番	

#### イ 歩行困難者等本人による申請の場合

歩行困難者等本人による申請及び現に歩行困難者等を伴って来署した場合の代理申請については、全ての警察署（分庁舎等を含む。）で取り扱うものとする。

### 4 提出書類

標章の交付申請に係る提出書類については表5のとおりであり、提出部数は1部とする。

表5 標章交付に係る提出書類

申請区分	提出書類	
	申請書様式	添付書類
業務用車両に係る 標章交付申請 (第3条の6第12号関係)	【新規（忘れ失効）、更新の場合】 細則別記様式第1号の2 除外標章交付申請書	【新規（忘れ失効）の場合】 別表第1のとおり 【更新、再交付の場合】 別表第2のとおり
歩行困難者等に係る 標章交付申請 (第3条の6第13号関係)	【再交付の場合】 細則別記様式第1号の4 除外標章再交付申請書	

### 5 更新における申請期間

#### (1) 更新申請期間及び有効期限満了日

標章の更新申請における申請期間については表6のとおりとする。

なお、有効期限満了日が、土曜日、日曜日、祝日又は年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間（以下「休日等」という。）に当たる場合は、当該休日等の翌日に満了するものとする。

表 6 更新申請期間

	更新申請期間
業務用車両に係る更新申請	有効期限が満了する 1 月前から有効期限満了日までの間
歩行困難者等に係る更新申請	有効期限が満了する 2 月前から有効期限満了日までの間
(留意事項)	
(1) 1 月前又は 2 月前の解釈は、それぞれ有効期限満了日の前月又は前々月の同日とする。	
(2) 更新申請に係る前月又は前々月に該当する日がない場合は、該当月の末日から更新申請の期間とする。	

(2) 期間外申請

警察署長は、申請者が海外旅行その他やむを得ない理由により、前(1)に規定する期間内に申請を行うことが困難であると認めるときは、前(1)に規定する期間前に標章の更新申請を受理することができる。この場合において、歩行困難者等に係る標章の有効期限は、細則第 3 条の 8 第 5 項の規定にかかわらず申請後の申請者の 3 回目の誕生日から起算して 1 月を経過する日とする。

6 審査等

(1) 申請に対する審査

警察署長は、申請を受理したときは、次に掲げる事項について審査し、不備があるときは指導を行って是正を求めるとし、電子申請の場合についても申請に不備があるときは、当該申請の補正を求め、申請者に確実に通知すること。

ア 当該申請が標章の交付対象であるか。

(ア) 業務用車両に係る申請の場合、当該車両が上記第 3 の 1 に示す業務用車両に該当するか。

(イ) 歩行困難者等に係る申請の場合、申請者が上記第 3 の 2 に示す歩行困難者等に該当するか。

イ 申請者が上記 1 に規定する申請者に該当するか。

ウ 申請書及び添付書類に必要な事項が記載されているか。

(2) 有効期限の変更

警察署長は、標章の更新申請を受理したときは、既交付標章の表面の左下の余白欄に「更新手続き中」と朱書きし、有効期限を申請受理月日から起算して 2 月先に変更（既交付標章の有効期限が変更後の有効期限より前の場合のみに限る。）し、変更箇所に広島県公安委員会公印を押印すること。

電子申請の場合については、申請の審査終了後、申請者に連絡し有効期限の

変更の希望があれば、当該標章を申請警察署に持参し延長手続を行うことができる。

なお、2月先の解釈は、更新申請受理日の翌々月の同日とする。（例えば7月31日に更新申請を受理した場合における変更後の有効期限は9月30日とする。）

## 7 副申の作成及び送付

警察署長は、審査の結果、書面又は電子で受理した標章の交付が可能であると認めるときは、駐車禁止除外指定車標章の交付申請について（副申）（様式第4号又は様式第5号）を作成のうえ、当該申請書及び添付書類を警察本部長（主管課は交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。））を経由して公安委員会宛てに送付すること。

このとき、副申及び申請書類等の写しを警察署で保管するものとする。

## 第5 標章の作成、交付等

### 1 標章の作成等

標章の作成に関する事務は交通規制課において行う。交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、警察署長から送付された申請書及び添付書類を審査し、申請者が標章の交付対象であると認めるときは標章を作成し、標章送付書（様式第6号）を付して当該申請を受理した警察署長に送付する。

### 2 登録

前1の標章の作成は、駐車禁止除外指定車標章管理システム（以下「システム」という。）に登録することをもって行い、標章の表面の交付年月日は交通規制課長が交付を決定し、システム登録を行った日とする。

### 3 標章の交付手続き

警察署長は、以下の手続きを確実に行った上で、申請者等に標章を交付すること。

#### (1) 申請者への連絡

警察署長は、標章の送付を受けた際は申請者等に標章の受領手続きについて早期に連絡するものとする。

#### (2) 被交付者の身分確認

警察署長は、標章を交付するにあたり被交付者に対して身分証明書の提示を求める等して被交付者の本人確認を行うこと。

#### (3) 受領書の作成及び指導

警察署長は、標章を交付する際、被交付者に駐車禁止除外指定車標章受領書（様式第1号）を作成させ、標章裏面の注意事項及び標章の更新期間及び次に掲げる事項を被交付者に指導することとする。

ア 標章を滅失し、亡失し、又はき損したときは、除外標章再交付申請書により、住所地を管轄する警察署長（以下「住所地警察署長」という）に再交付の申請を行うこと。

イ 標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届により住所地警察署長に届出を行うこと。

ウ 標章を返納するときは、駐車禁止除外指定車標章返納届により住所地警察署長を含む県内いずれかの警察署長に届出を行うこと。

## 第6 標章の記載事項変更及び返納

### 1 提出書類及び届出先

記載事項変更及び返納に係る添付書類については表7のとおりとし、提出部数は1部とする。

また、届出先の警察署については上記第4の3申請書提出先に準じて取り扱うものとする。

表7 記載事項変更等に係る提出書類

届出区分	提出書類	
	届出書様式	添付書類
記載事項変更	細則別記様式第1号の3 除外標章記載事項変更届	別表第2のとおり
返納	様式第2号 駐車禁止除外指定車標章返納届	

### 2 標章の記載事項変更

警察署長は、除外標章記載事項変更届（細則別記様式第1号の3）を受理したときは、添付書類により記載事項を確認した上で当該変更内容を標章に変更記載し、変更箇所に広島県公安委員会公印を押印、申請者に返還し、当該変更届及び添付書類を警察本部長（交通規制課）を経由して公安委員会に送付する。

このとき、変更届、添付書類及び標章（変更後）の写しを警察署で保管するものとする。

### 3 標章の返納

警察署長は、駐車禁止除外指定車標章返納届（様式第2号）を受理（書面のみ）したときは、当該返納届及び返納を受けた標章を警察本部長（交通規制課）を経由して公安委員会に送付する。

このとき、返納届及び標章の写しを警察署で保管するものとする。

## 第7 標章の交付申請等取扱記録

警察署長は、標章の交付、更新、再交付、記載事項変更申請及び返納に関する事項を暦年ごとに、駐車禁止除外指定車標章取扱簿（様式第7号その1から4、以下「取扱簿」という。）に記載し、その経緯を明らかにしておかなければならない。

## 第8 標章の返納命令

### 1 事案の認知及び報告

警察官は、標章を掲示した車両に係る次の駐車又は行為を現認した場合は、駐車禁止除外指定車標章不正使用事案報告書（様式第8号、以下「不正使用事案報告書」という。）により、当該行為が行われた場所を管轄する警察署長に報告するものとする。

- (1) 標章裏面に記載された法令に違反する駐車
- (2) 細則第3条の8第6項各号掲げる事項に違反した行為

### 2 事案の審査及び上申

警察署長は、警察官から不正使用事案報告書により報告を受けた際は、報告に係る事案が返納命令事案に該当するか審査し、返納命令事案に該当すると認めるときは、駐車禁止除外指定車標章返納命令上申書（様式第9号）に次に掲げる書類（当該返納命令事案に該当するものに限る。）を添えて、警察本部長を経由して公安委員会に上申するものとする。

- (1) 現認状況報告書
- (2) 放置車両確認標章の写し
- (3) 駐車状況写真の写し
- (4) 交通反則切符（交通事件原票）の写し又は交通切符（交通事件原票）の写し
- (5) 供述調書の写し
- (6) その他関係書類

### 3 審査等

#### (1) 審査等の事務

前2の上申に係る公安委員会の審議等の事務は交通規制課において行う。

#### ア 公安委員会の審査手続

交通規制課長は、警察署長から駐車禁止除外指定車標章返納命令上申書の送付を受けたときは、当該上申に係る事案について、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (ア) 当該事案が返納命令事案に該当するか。
- (イ) 事実認定の誤り又は上申書の記載内容に不備がないか。

#### イ 公安委員会への報告及び審議

交通規制課長は、審査の結果、当該事案が返納命令の要件に該当すると認めるときは、当該事案について公安委員会に報告し、公安委員会による返納命令処分の執行について審議を受けるものとする。

#### (2) 標章返納命令書の作成及び送付

交通規制課長は、公安委員会の審議の結果、標章の返納命令を行うと決定した事案について、駐車禁止除外指定車標章返納命令書（様式第10号、以下「標章返納命令書」という。）を作成し、駐車禁止除外指定車標章返納命令書送付書（様式第11号）とともに標章の被交付者の事務所等の所在地又は住所地を

管轄する警察署長に送付するものとする。

#### 4 標章返納命令書の交付等

##### (1) 標章返納命令書の交付

標章返納命令書の送付を受けた警察署長は、当該命令書に係る当該標章被交付者に対して標章返納命令書を交付するとともに、駐車禁止除外指定車標章返納命令書受領書（様式第 12 号）を徴して、速やかに当該標章の返納を受けるものとする。

なお、標章返納命令書の交付は、原則として、当該処分に係る標章の被交付者に対し行うものとするが、被交付者が細則第 3 条の 6 第 12 号に係る法人等の場合は、当該法人等から委任を受けた者に対して交付しても差し支えない。

また、同第 13 号に係る個人の場合であっても、被交付者の心身の状態に応じて親権者、補佐人等に交付することも差し支えないものとする。

##### (2) 報告

警察署長は、当該標章の返納を受けた場合には、駐車禁止除外指定車標章返納命令書受領書及び返納を受けた標章を添付して警察本部長を経由して公安委員会に報告するものとし、同報告に関する事務は交通規制課長が行うものとする。

#### 5 適正な運用

警察署長及び交通規制課長は、標章返納命令書手続に関して相互に連絡を密にするなど適正な運用に努めるものとする。

### 第 9 文書の保存

文書の保存期間は表 8 のとおりとする。

表 8 文書の保存期間

文書名	保存期間
除外標章交付申請書	3 年
除外標章再交付申請書	3 年
除外標章記載事項変更届	3 年
駐車禁止除外指定車標章返納届	3 年
標章送付書	3 年
駐車禁止除外指定車標章取扱簿	3 年
駐車禁止除外指定車標章不正使用事案報告書	3 年
駐車禁止除外指定車標章返納命令上申書	3 年
駐車禁止除外指定車標章返納命令書	3 年
駐車禁止除外指定車標章返納命令書受領書	3 年
駐車禁止除外指定車標章返納命令書手続終了報告書	3 年



別表第 1

細則第 3 条の 6 第 12 号に係る用務（業務用車両）

用 務 別		添 付 書 類	
共通事項		申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項の写し	
第 12 号ア	医師	医師免許証の写し	
	歯科医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歯科医師免許証の写し</li> <li>○ 緊急往診に必要な携行治療器具の資料等</li> <li>○ 次の(ア)、(イ)のいずれかのもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 一般社団法人広島県歯科医師会が発行した緊急往診を行う旨の証明書</li> <li>(イ) 携行治療器具を携行して緊急往診を行う旨の自認書</li> </ul> </li> </ul>	
第 12 号イ	日本郵便株式会社が発行した当該車両が専ら郵便法に規定する郵便物の集配のみを行う旨の証明書又は自認書。ただし、内部規定により当該車両に係る業務管理等の権限を下位の機関、部署等に降ろしている場合は、当該下位の機関、部署等が発行した証明書又は自認書。		
第 12 号ウ	西日本電信電話株式会社又は K D D I 株式会社が発行した当該車両が電気通信事業法に基づく電報の配達のみを行う旨の証明書又は自認書（証明書又は自認書については、前第 12 号イに規定する「ただし書き」を準用する。）		
第 12 号エ	広島電鉄株式会社又は広島高速交通株式会社が発行した当該車両が路面電車又はアストラムラインの軌道の維持・管理・応急作業を行う旨の証明書又は自認書（証明書又は自認書については、前第 12 号イに規定する「ただし書き」を準用する。）		
第 12 号オ	道路管理者が管理する道路及び道路の附属物の維持・管理等の作業	道路管理者自らが使用する車両	道路管理者が発行した当該車両が道路及び道路の附属物の維持・管理等の作業を行う旨の証明書又は自認書（証明書又は自認書については、前第 12 号イに規定する「ただし書き」を準用する。）
		当該道路管理者から委託を受けたものが使用する車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路管理者との道路及び道路の附属物の維持・管理等に係る委託契約書の写し</li> <li>○ 道路管理者から委託を受けた者が発行した当該車両が道路及び道路の附属物の維持・管理等の作業を行う旨の証明書又は自認書（証明書又は自認書については、前第 12 号イに規定する「ただし書き」を準用する。）</li> </ul>
	道交法に規定する信号機、交通規制標識・標示及びパーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備（以下「信号機等」という。）の維持・管理等の保守業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察本部長との信号機等の維持・管理等保守業務に係る委託契約書の写し</li> <li>○ 警察本部長から委託を受けた者が発行した当該車両が信号機等の維持・管理等の作業を行う旨の証明書又は自認書（証明書又は自認書については、前第 12 号イに規定する「ただし書き」を準用する。）</li> </ul>
第 12 号カ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察本部長との放置車両の確認及び標章の取付業務に係る委託契約書の写し</li> <li>○ 警察本部長から委託を受けた者が発行した当該車両が放置車両の確認及び標章の取付業務を行う旨の証明書又は自認書（証明書又は自認書については、前第 12 号イに規定する「ただし書き」を準用する。）</li> </ul>		

第 12 号キ	河川管理者自ら使用する車両	河川管理者が発行した当該車両が河川及び河川管理施設の維持・管理等の作業を行う旨の証明書又は自認書（証明書又は自認書については、前第 12 号イに規定する「ただし書き」を準用する。）
	当該河川管理者から委託を受けたものが使用する車両	○ 河川管理者との河川及び河川管理施設の維持・管理等に係る委託契約書の写し ○ 河川管理者から委託を受けた者が発行した当該車両が河川及び河川管理施設の維持・管理等の作業を行う旨の証明書又は自認書（証明書又は自認書については、前第 12 号イに規定する「ただし書き」を準用する。）
第 12 号ク	○ 広島地方裁判所長発行の身分証明書 ○ 広島地方裁判所長の依頼書	
第 12 号ケ	広島県知事又は広島市長、福山市長若しくは呉市長が発行した当該車両が狂犬病予防法の規定に基づき犬の捕獲を行う旨の証明書又は自認書（証明書又は自認書については、前第 12 号イに規定する「ただし書き」を準用する。）	
第 12 号コ	○ 報道機関発行の身分証明書	
第 12 号サ	患者輸送車を管理使用する者の約款、規約等の疎明書面又は当該使用者が発行した当該車両を使用して患者等を搬送する用務を行う旨の証明書又は自認書（証明書又は自認書については、前第 12 号イに規定する「ただし書き」を準用する。）	
第 12 号シ	車いす移動車を管理使用する者の約款、規約等の疎明書面又は当該使用者が発行した当該車両を使用して車いす使用者等を搬送する用務を行う旨の証明書又は自認書（証明書又は自認書については、前第 12 号イに規定する「ただし書き」を準用する。）	
第 12 号ス	保健師 看護師 准看護師	○ 保健師免許証の写し ○ 看護師免許証の写し ○ 准看護師免許証の写し ○ 医師の指示を受け、緊急訪問を行う旨の証明書
	助産師	○ 助産師免許証の写し ○ 助産師が妊産褥婦宅等に緊急訪問を行う旨の証明書又は自認書（証明書又は自認書については、前第 12 号イに規定する「ただし書き」を準用する。）

細則第 3 条の 6 第 13 号に係る用務（歩行困難者等）

用務別	添付書類
共通事項	○ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足る書面 ※ 本人であることを確認するに足る書面 （例：運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し、申請に係る者の住民票の写し（旧姓で申請する場合は、旧姓が表記されたもの））
第 13 号ア	手帳の写しについては、申請者の氏名、障害・病名等の種別、等級等が記載されたページ部分の写しとする。
第 13 号イ	
第 13 号ウ	
第 13 号エ	
第 13 号オ	

別表第 2

申請種別		添付書類
除外標章再交付申請		○ 別記様式第3号による再交付の理由等を記載した顛末書
除外標章更新申請		○ 当該申請に係る別表第1の添付書類 ○ 既交付標章
除外標章記載 事項変更届	名称・氏名変更	○ 名称・氏名変更を確認するに足りる書面（例：自動車運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し、申請に係る者の戸籍抄本・住民票の写し（旧姓で申請する場合は、旧姓が表記されたもの）、約款又は規約の写し等） ○ 既交付標章
	住所変更	○ 住所変更を確認するに足りる書面（例：自動車運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し、申請に係る者の住民票の写し（旧姓で申請する場合は、旧姓が表記されたもの）、約款又は規約の写し等） ○ 既交付標章
	車両変更	○ 変更後の車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項の写し ○ 既交付標章
駐車禁止除外指定車標章返納届		○ 既交付標章

駐車禁止除外指定車標章受領書

駐車禁止除外指定車標章第

号を受領しました。

年 月 日

広島県公安委員会 様

受領者

住 所  
(所在地)

氏 名

〔名称及び代  
表者の氏名〕

代理人(代理受領の場合)

住 所

氏 名

駐車禁止除外指定車標章返納届

年 月 日

広島県公安委員会 様

届出者(標章保有者)

住 所  
(所在地)

氏 名  
(名称及び  
代表者氏名)

連絡先

代理人(代理届出の場合)

住 所

氏 名

連絡先

届出者  
との続柄

標 章 の 番 号

標章の使用目的(歩行困難者等使用)又は具体的用務

歩行困難者等使用

返納の理由

顛末書

再交付申請の顛末（理由）

私は、標章の交付を受けている者ですが

○ 日時 年 月 日ころから 年 月 日ころまで

○ 場所

において

- 標章を紛失・遺失しました。
- 標章を盗難されました。
- 標章を汚損・毀損してしまいました。
- その他（ )

交付を受けていた標章に関して

- 遺失・盗難については、警察署に届け出ています。
- 汚損・毀損した標章は提出した標章のとおりです。
- その他（ )

ついては、標章の再交付をお願いします。

備考 再交付申請の顛末（理由）については、該当箇所の□をチェックをし、必要な場合は括弧内に内容を記載すること。

警察本部長様

警察署長

駐車禁止除外指定車（業務用車両）標章の交付申請について（副申）

1 標章種別（下表のうち○印で囲んだ種別のとおり）

緊急往診	緊急往診（歯科医）	郵便物集配	電報配達	軌道事業維持管理等使用
道路/信号機/パーケ/道路標識等維持管理等使用		放置車両確認事務使用	河川維持管理使用	執行官使用
狂犬病予防業務使用	緊急報道取材	患者等搬送使用	車いす使用者搬送使用	看護師等緊急訪問

2 申請種別（下表のうちチェックした種別のとおり）

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新	<input type="checkbox"/> 再交付	<input type="checkbox"/> 忘れ失効
-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	-------------------------------

3 申請者

住所 (所在地)	電話番号 (携帯)
氏名 (名称及び代表者名)	

4 使用車両

車両番号	広島・福山
------	-------

5 既交付標章

あり（下記のとおり）  なし

標章番号	発行	年月日	有効	年月日まで
------	----	-----	----	-------

6 添付書面（下表の○印で囲んだ書面のとおり）

標章種別	添付書面
緊急往診	医師免許証(写) 歯科医師免許証(写)、緊急携行治療器具の資料等 広島県歯科医師会の発行に係る証明書、又は携行治療器具を携行して緊急往診を行う旨の自認書
郵便物集配	郵便法に規定する郵便物集配業務従事に係る疎明資料
電報配達中	電気通信事業法に基づく電報配達業務従事に係る疎明資料
維持管理業務	・ 軌道事業（路面電車、アストラムラインに限る） ・ 道路、信号機、パーキングメーター・チケット発給設備、道路標識 ・ 河川の管理 それぞれの維持管理事業、委託業務に係る契約書(写)等疎明資料
放置車両確認	放置車両確認及び標章取付業務に係る契約書(写)等疎明資料
執行官	広島地方裁判所の証明書等
狂犬病予防法	知事、広島・呉・福山市長の当該捕獲業務に係る疎明資料
緊急報道取材中	報道機関発行の身分証明書(写)
患者輸送	当該車両を管理使用する者の約款、規約等の疎明書面等
車いす移動	
看護師等緊急訪問	・ 保健師免許証(写)、看護師免許証(写)、准看護師免許証(写) ・ 医師の指示を受け、緊急訪問を行う旨の証明書 ・ 助産師免許証(写) ・ 助産師が妊産褥婦宅等に緊急訪問を行う旨の証明書又は自認書

共通の書面  
・ 自動車検査証(写)  
又は自動車検査証記録事項(写)

再交付時  
・ 顛末書  
(様式第3号)

7 警察署長の意見

交付は支障ない  交付については検討を要する（理由は備考欄のとおり）

備考
----

警察本部長様

警察署長

駐車禁止除外指定車（歩行困難者等使用車）標章の交付申請について（副申）

1 申請区分（下表のうちチェックした種別のとおり）

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新	<input type="checkbox"/> 再交付	<input type="checkbox"/> 忘れ失効
-----------------------------	-----------------------------	------------------------------	-------------------------------

2 申請者

住所	電話番号		
(ふりがな) 氏名	生年月日	年	月 日生

3 歩行困難者等の障害・病名等、等級（下表の○印で囲んだ障害・病名等のとおり）

障害・病名等	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹不自由	乳幼児期 以前に 進行性 脳変異 による 機能障 害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	膀胱又は直腸の機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	療育手帳所持者	精神障害者	色素性乾皮症患者	等級
							上肢機能	移動機能											
対象等級	1~3 4の1	2,3	3	2の2 以上	4 以上	3 以上	2以上 ※	4 以上	1,3	1,3	1,3	1,3	1,3	3 以上	3 以上	重度	1	全て	
戦傷病者	特~ 4	特~ 4	特~ 4	特~ 3	特~ 3	特~ 4	-	-	特~ 3	特~ 3	特~ 3	特~ 3	特~ 3	-	特~ 3	-	-	-	

注：複数の障害が対象となる場合は障害程度の重い等級についての障害名及び等級を記載すること

※：一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

4 既交付標章

あり（下記のとおり）  なし

標章番号	発行	年 月 日	有効	年 月 日
------	----	-------	----	-------

5 警察署長の意見

交付は支障ない  交付については検討を要する（理由は備考欄のとおり）

備考
----

副申作成者 階級 氏名 警電

様式第6号

年 月 日

警察署長 様

交通部交通規制課長

標 章 送 付 書

貴署から副申を添えて公安委員会に上申のあった駐車禁止除外指定車標章交付申請については、別添のとおり交付が決定したので、当該申請に係る標章を送付します。

駐車禁止除外指定車標章取扱簿  
(第3条の6第12号関係～新規申請等)

年

番号	受理 月日	法人・氏名	申請方法	申請種別	標章 種別	標章番号	進達 月日	受達 月日	交付 月日	備考	受理 担当者
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							

注 標章種別欄には、標章の使用目的を番号により記載するものとする。

1 緊急往診、2 緊急往診(歯科医)、3 郵便物集配、4 電報配達、5 軌道事業維持管理、6 道路・信号機・パーケ・道路標識等維持管理、7 放置車両確認事務、8 河川維持管理、9 執行官、10 狂犬病予防法、11 緊急報道、12 患者搬送、13 車いす搬送、14 保健師、15 看護師等、16 助産師

駐車禁止除外指定車標章取扱簿  
(第3条の6第12号関係～記載事項変更等)

年

番号	受理 月日	法人・氏名	届出方法	届出種別	標章 種別	標章番号	進達 月日	備考	受理 担当者
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					

注 標章種別欄には、標章の使用目的を番号により記載するものとする。

1 緊急往診、2 緊急往診(歯科医)、3 郵便物集配、4 電報配達、5 軌道事業維持管理、6 道路・信号機・パーチケ・道路標識等維持管理、7 放置車両確認事務、8 河川維持管理、9 執行官、10 狂犬病予防法、11 緊急報道、12 患者搬送、13 車いす搬送、14 保健師、15 看護師等、16 助産師

駐車禁止除外指定車標章取扱簿  
(第3条の6第13号関係～新規申請等)

年

番号	受理 月日	法人・氏名	申請方法	申請種別	標章 種別	標章番号	進達 月日	受達 月日	交付 月日	備考	受理 担当者
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							
			書面 ・ 電子	新規・更新 再交付・忘れ失効							

注 標章種別欄には、歩行困難者等の手帳種別を番号により記載するものとする。  
1 身体障害者手帳、2 戦傷病者手帳、3 療育手帳、4 精神障害者保健福祉手帳、5 小児慢性特定疾病児童手帳

駐車禁止除外指定車標章取扱簿  
 （第3条の6第13号関係～記載事項変更等）

年

番号	受理 月日	法人・氏名	届出方法	届出種別	標章 種別	標章番号	進達 月日	備考	受理 担当者
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					
			書面 ・ 電子	記載事項変更・返納					

注 標章種別欄には、標章の使用目的を番号により記載するものとする。  
 1 身体障害者手帳、2 戦傷病者手帳、3 療育手帳、4 精神障害者保健福祉手帳、5 小児慢性特定疾病児童手帳

様式第 8 号

年 月 日

警察署長 様

階級  
氏名

駐車禁止除外指定車標章不正使用事案報告書

下記の駐車禁止除外指定車標章について、不正使用のおそれがあるものと認められるので、報告します。

標章の区分	<input type="checkbox"/> 歩行困難者等使用  <input type="checkbox"/>	
標章番号		
標章使用車両の登録番号		
標章の被交付者	住 所 所在地	〒  ( ) 局 番
	氏名・法 人等名称 生年月日	年 月 日生 ( 歳)
標章の使用者	住 所 所在地	〒  ( ) 局 番
	氏名・法 人等名称 生年月日	年 月 日生 ( 歳)
駐車禁止除外指定車標章の不正使用と認められる状況及び理由	<input type="checkbox"/> 道路交通法違反の駐車 <input type="checkbox"/> 車庫代わり・長時間駐車 <input type="checkbox"/> 標章交付の理由・用務以外の使用 <input type="checkbox"/> 標章を他人に譲渡又は不正に貸与 <input type="checkbox"/> 運転者の連絡先・用務先を記載した紙の不 掲示等標章記載の遵守事項に従っていない。 <input type="checkbox"/> 現場において警察官の指示に従わない <input type="checkbox"/> その他 ( )	
添付書類	<input type="checkbox"/> 現認状況報告書 <input type="checkbox"/> 放置車両確認標章の写し <input type="checkbox"/> 駐車状況写真の写し <input type="checkbox"/> 交通反則切符の写し又は交通切符の写し <input type="checkbox"/> 供述調書の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )	

年 月 日

広島県公安委員会 様

警察署長 印

駐車禁止除外指定車標章返納命令上申書

下記の駐車禁止除外指定車標章については、不正使用のおそれがあると認めただので、駐車禁止除外指定車標章返納命令をするよう上申します。

標章の区分	<input type="checkbox"/> 歩行困難者等使用 <input type="checkbox"/>	
標章番号		
標章使用車両の登録番号		
標章の保有者	住 所 所在地	〒 ( ) 局 番
	氏名・法 人等名称 生年月日	年 月 日生 ( 歳)
駐車禁止除外指定車標章の不正使用のおそれがあると認められた理由		
添付書類	<input type="checkbox"/> 現認状況報告書 <input type="checkbox"/> 放置車両確認標章の写し <input type="checkbox"/> 駐車状況写真の写し <input type="checkbox"/> 交通反則切符の写し又は交通切符の写し <input type="checkbox"/> 供述調書の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )	
備考		

広 公 委 第 号

駐車禁止除外指定車標章返納命令書

(住所・所在地)

(氏名・法人等) 様

広島県道路交通法施行細則第 3 条の 8 第 6 項の規定により、駐車禁止除外指定車標章 (第 号) の返納を命じます。

理 由

この返納命令書の交付を受けた者は、速やかに当該駐車禁止除外指定車標章を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

年 月 日

広島県公安委員会 印

照 会 先
〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号 広島県警察本部交通部交通規制課 保管場所管理係 電話 (082) 228-0110

年 月 日

警 察 署 長 様

交 通 部 交 通 規 制 課 長

駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 標 章 返 納 命 令 書 送 付 書

貴署管内所在の者（法人等を含む。）に対して広島県公安委員会が交付している駐車禁止除外指定車標章について、別添のとおり、同委員会から駐車禁止除外指定車標章返納命令書が発出されました。

ついては、当該標章被交付者に同命令書を交付し、駐車禁止除外指定車標章返納命令書受領書を徴収するとともに、速やかに当該標章を返納させてください。

標章被交付者から標章の返納を受けた場合は、駐車禁止除外指定車標章返納命令書受領書を作成し、徴収した受領書及び当該標章を添付し、当課まで送付して下さい。

駐車禁止除外指定車標章返納命令書受領書

駐車禁止除外指定車標章返納命令書（広公委第 号）を受領しました。

年 月 日

広島県公安委員会 様

受領者

住 所  
（所在地）

氏 名

標章保有者  
との続柄

年 月 日

広島県公安委員会 様

警察署長 印

駐車禁止除外指定車標章返納命令手続終了報告書

次のとおり、広島県道路交通法施行細則第 3 条の 8 第 6 項の規定により、駐車禁止除外指定車標章を返納させたので報告します。

返納命令書番号		広公委第	号
返納命令書交付日		年	月 日 時 分
標章返納日時		年	月 日 時 分
標章区分		<input type="checkbox"/> 歩行困難者等使用 <input type="checkbox"/>	
標章番号			
標章使用車両登録番号			
標章の返納者	住 所 所 在 地	( ) 局 番	
	氏名・法人 等名称 生年月日	年 月 日 ( 歳)	
	被 交 付 者 との関係		
標章の被交付者	住 所 所 在 地	( ) 局 番	
	氏名・法人 等名称 生年月日	年 月 日 ( 歳)	
備考			